

(様式第8号)

公 告

このたび、南島原市加津佐町、北有馬町、西有家町を受益地域とする県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）南島原3期地区の施行申請をするため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第5項において準用する同法第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、土地改良事業計画の概要に意見がある者は、同法第85条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和8年 9 月 1 日

申請人代表 住 所 長崎県南島原市加津佐町乙 3392 番地 2

氏 名 門畑 修一 郎 

申 請 人 住 所 長崎県南島原市北有馬町丁 344 番地

氏 名 五 島 幸 一 

住 所 長崎県南島原市北有馬町丙 3557 番地

氏 名 酒 井 勝 英 

住 所 長崎県南島原市西有家町須川 3193 番地

氏 名 本 多 哲 弘 

記

1. 縦覧に供すべき書類の名称

県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）
南島原3期地区 計画概要書

2. 縦覧期間

令和8年 9 月 1 日 から 令和8年 9 月 24 日まで

3. 縦覧場所

南島原市役所 加津佐庁舎、北有馬庁舎、西有家庁舎、有家庁舎

4. 意見書の提出方法等について

郵送に限る。

(1) 意見書の提出先

〒859-2605 長崎県南島原市加津佐町乙 3392 番地 2

県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）

南島原3期地区 申請人代表 門畑 修一郎

(2) 意見書の提出期限

令和8年 9 月 24 日

(3) 意見書の提出上の注意

①意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

②意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じて当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

③提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答致しませんので、あらかじめ御了承ください。

④電話での意見はお受けできません。